

資料集・様式集

1.	高知県政務活動費の交付に関する条例	33~39
2.	高知県政務活動費の交付に関する規程	40~41
3.	規程にかかる様式類	42~51
(1)	会派結成届（第1号様式）	42
(2)	会派異動届（第2号様式）	43
(3)	会派解散届（第3号様式）	44
(4)	会派及び議員の通知（第4号様式）	45
(5)	会派に係る政務活動費請求書（第5号様式）	46
(6)	議員に係る政務活動費請求書（第6号様式）	47
(7)	会派に係る収支報告書（第7号様式）	48~49
(8)	議員に係る収支報告書（第8号様式）	50~51
4.	高知県政務活動費に係る収支報告書の閲覧に関する要綱	52~53
5.	使途基準に基づく様式	54~56
(1)	業務委託見積書	54
(2)	政務活動記録簿	55
(3)	政務活動記録簿兼旅費計算書	56
6.	会計帳簿（参考様式）	57~62
(1)	出納簿	57~58
(2)	支出伝票	59~62

高知県政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月6日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、高知県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、高知県議会における会派及び議員に対し、政務活動費（同条第14項の政務活動費をいう。以下同じ。）を交付することその他政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第2条 政務活動費は、高知県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、月額14万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、月額14万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、所属議員のうちから代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、議長が定める様式による会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が定める様式による会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派が解散したときは、議長が定める様式による会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受けれる議員について、毎年度4月5日までに、議長が定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき又は議員の異動が生じたときは、議長が定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付等の決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定又は変更の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の14日（その日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日）までに、議長が定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに、政務活動費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、当該会派が結成された日又は任期が開始した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し交付する。
- 4 前項の規定による政務活動費の請求は、第1項の規定にかかわらず、前条の規定による通知を受けた日から14日以内にするものとする。
- 5 一四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じたときは、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。この場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の当該会派の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは知事は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の当該会派の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は当該上回る額を速やかに返還しなければならない。
- 6 会派の代表者は、一四半期の途中において当該会派が消滅したときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- 7 議員は、一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、議長が定める様式により翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、当該会派が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議長が定める様式により当該事由が発生した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 政務活動費の支出に係る会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し
- (2) 主要な政務活動の内容を記載した書類

(収支報告書等の写しの送付)

第11条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び同条第4項各号に掲げる書類（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費の支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出に限る。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び公表)

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書等の保存期間は、5年間とする。

- 2 議長は、前項の規定により保存されている収支報告書等（当該収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。）を高知県議会のホームページにより公表するものとする。
- 3 議長は、前項の規定によるほか、請求があったときは、第1項の規定により保存されている収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第14条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行うこと等により政務活動費の適正な運用を期するとともに、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付その他政務活動費に関し必要な事項は、議長が定める。

別表第1（第9条関係）

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派（所属議員を含む。）が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第9条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広報広聴費	議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所及び宿所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月16日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月29日条例第30号)

この条例は、規則で定める日(平成20年規則第73号で、平成20年9月1日とする。)から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月4日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(平成25年規則第3号で平成25年3月1日とする。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の高知県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費(次項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新条例の規定は、平成25年度分以降の政務活動費について適用し、平成24年度分の政務活動費(施行日から平成25年3月31日までの分のものをいう。)については、旧条例の規定により交付された平成24年度分の政務調査費の一部とみなすものとする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により提出されている会派結成届(会派異動届を含む。以下この項において同じ。)は、施行日において新条例第5条第1項の規定により提出された会派結成届とみなす。

(高知県議会基本条例の一部改正)

5 高知県議会基本条例(平成21年高知県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第1項中「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費の交付については、高知県政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付については、高知県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日条例第 84 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 事務所費の項の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 26 年度分以降の政務活動費について適用する。

3 この条例(附則第 1 項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

高知県政務活動費の交付に関する規程

(平成 13 年 4 月 1 日議会告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高知県政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年高知県条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、政務活動費の交付その他政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の会派結成届は別記第 1 号様式に、同項の会派異動届は別記第 2 号様式によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の会派解散届は、別記第 3 号様式によるものとする。

(会派等の通知書)

第 3 条 条例第 6 条の知事への通知書は、別記第 4 号様式によるものとする。

(政務活動費の請求書)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の知事への請求書は、会派に係る政務活動費については別記第 5 号様式に、議員に係る政務活動費については別記第 6 号様式によるものとする。

(収支報告書)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項から第 3 項までの収支報告書は、会派に係る政務活動費については別記第 7 号様式に、議員に係る政務活動費については別記第 8 号様式によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第 6 条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期間の末日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第 7 条 条例第 13 条第 3 項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日(その日が高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日(以下この項において「県の休日」という。)に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日)からすることができる。

2 条例第 13 条第 3 項の規定による収支報告書等の閲覧は、高知県議会事務局長が指定する場所で、県の執務時間内にしなければならない。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 29 日議会告示第 4 号)

この告示は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 24 日議会告示第 9 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県政務調査費の交付に関する規程の規定は、平成21年4月1日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月4日議会告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年政令第27号で、平成25年3月1日となる。）から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費（高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第3号）附則第3項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。）については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第2条関係）

年　月　日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

印

会派結成届

高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の結成年月日

2 会派の名称

3 会派の代表者の氏名

4 会派の政務活動費経理責任者の氏名

5 会派の所属議員数

6 会派の所属議員の氏名

第2号様式（第2条関係）

年　月　日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

印

会派異動届

会派結成届で届け出ました内容について異動がありましたので、高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

項目	新	旧
会派の名称		
会派の代表者の 氏名		
会派の政務活動 費経理責任者の 氏名		
会派の所属議員 数		
異動のあった会 派の所属議員の 氏名	(新たに所属議員となった議員の氏名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

第3号様式（第2条関係）

年　月　日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

印

会派解散届

会派を解散しましたので、高知県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 会派の解散年月日

第4号様式（第3条関係）

年　月　日

高知県知事

様

高知県議会議長

印

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

高知県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項（第2項）の規定により、
政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員（の異動・の解散）について下
記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別添会派結成（異動・解散）届のとおり
- 2 議員について
別添議員名簿のとおり

第5号様式（第4条関係）

年　月　日

高知県知事

様

会派名

代表者名

印

年度第 四半期政務活動費請求書

高知県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金　　円

ただし、 年　月分から 年　月分まで (所属議員数　名)

2 所属議員の氏名

第6号様式（第4条関係）

年　月　日

高知県知事

様

氏名

印

年度第 四半期政務活動費請求書

高知県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金　　円

ただし、　年　月分から　年　月分まで

第7号様式（第5条関係）

年　月　日

高知県議会議長

様

会派名

代表者名

印

年度政務活動費に係る収支報告書について

高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）及び第4項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書に關係書類を添えて提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

会派名_____

1 収入

政務活動費_____円

2 支出

(単位：円)

経費	金額	内訳
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金

_____円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

第8号様式（第5条関係）

年　月　日

高知県議会議長

様

氏名

印

年度政務活動費に係る収支報告書について

高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）及び第4項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書に關係書類を添えて提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

氏名 _____

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

経費	金額	内訳
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金

_____ 円

添付書類 高知県政務活動費の交付に関する条例第10条第4項各号に掲げる書類

高知県政務活動費に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

(閲覧場所)

第1条 高知県政務活動費の交付に関する規程（平成13年4月高知県議会告示第2号。第7条において「規程」という。）第7条第2項に定める高知県議会事務局長が指定する場所は、県議会議事堂3階の図書室とする。

(閲覧手続)

第2条 収支報告書等の閲覧をしようとする者は、別記様式による閲覧申込書に指定の事項を記入し、議長に提出するものとする。

(閲覧方法)

第3条 閲覧者は、係員の指示に従い、会派及び議員から提出された収支報告書等を閲覧することができる。

(複写の禁止)

第4条 閲覧者は、収支報告書等を複写することはできない。

(写しの交付)

第5条 収支報告書等の写しの交付を受けようとする者は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定により請求することができる。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器等を持ち込まないこと。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、飲食及び喫煙並びに他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 閲覧者は、収支報告書等を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない
- (4) 係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱に違反する場合及び特に必要と認めたときは、その閲覧を停止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年政令第27号で、平成25年3月1日となる。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費（高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第3号）附則第3項の規定により政務調査費とみなされるものを含む。）については、なお従前の例による。

別記様式(第2条関係)

※整理番号	
-------	--

閲 覧 申 込 書

高知県政務活動費に係る収支報告書等を閲覧したいので申し込みます。

年 月 日

高知県議會議長 様

住 所

氏 名

閲覧を希望するものに○をつけてください

年度会派提出分

年度議員提出分

注 ※欄は、記入する必要はありません。

業 務 委 託 見 積 書

様

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

業務委託について下記のとおり見積します。

記

1 業務委託の名称 _____

2 委 託 料 _____ 円

3 委託期間（納期） 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

4 業務委託の目的

5 業務委託の方法及び内容

6 業務委託の成果物

簿錄記動活務政

(□会派・□個人)

6

名
醫
議

【政務活動】に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との区分が必要な場合は、按分計算による記載とする。

※2 墓外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合に別紙「旅費計算書」を添付すること

※3 領収書等に裏面に貼付するシール

目
次
★

調査研究は研

広報費は「広」

請陳情等活要

政務活動記録簿兼旅費計算書

議員名

印

調査期間					
調査先等					
場 所					
活動内容等					
活動に要した 経 費	利用区間 (29円/km)	自家用車	鉄道賃等	航空賃	金額(円)
宿 泊 料					
宿泊諸費					
旅行雑費					
その 他					
合 計					
備 考					

※活動内容等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※記載する必要がある場合(県外へ出張した場合又は県内で宿泊した場合)

※領収書等は裏面に貼付すること。

平成 年度 政務活動費出納簿

会派名

1 調查研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 9 人件費

平成 年度 政務活動費出納簿

議員名

1 調查研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 10 人件費

(おもて)

年度区分	整理番号	代表者	経理責任者	受領印
平成 年度				

会派名

政務活動費支出伝票(会派用)

金	円	支出年月日	平成 年 月 日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務費 9 人件費			
内容			

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(うら)

年度区分	整理番号
平成 年度	

会派名

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(おもて)

年度区分	整理番号
平成 年度	

議員名

政務活動費支出伝票(議員用)

金	円	支出年月日	平成 年 月 日
1 調査研究費 2 研修費 3 広報広聴費 4 要請陳情等活動費 5 会議費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 事務所費 9 事務費 9 人件費			
内容			

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)

(うら)

年度区分	整理番号
平成 年度	

議員名

領収書等貼付(重ならないようにすること。按分率その他必要な事項を伝票の余白に補記すること。)